



石運整第30号の3
令和2年4月14日

自動車分解整備事業者 殿

石川運輸支局長



「道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について」
等について

標記について、北陸信越運輸局長から下記のとおり通達がありましたので、了知願います。

記

- ・道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について（令和2年3月30日付け北信技整第198号）
- ・道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号）の施行に伴う解釈について（令和2年3月30日付け北信技整第200号）
- ・「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について（令和2年3月30日付け北信技整第205号）

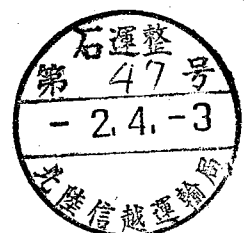
北信技整第198号
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第275号）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。





国自整第 275 号
令和 2 年 2 月 6 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則第 3 条「特定整備の定義」の解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

また、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）による改正後の道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 3 条において、特定整備の定義が規定されたところ、この特定整備の定義の透明化を図るため、標記について別紙のとおりとすることとしたので、これらについて了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、「道路運送車両法施行規則第 3 条及び第 57 条の改正点の解釈について」（昭和 42 年 6 月 28 日付、自整第 98 号）及び「道路運送車両法施行規則第 3 条「分解整備の定義」の解釈について」（平成 8 年 8 月 20 日付、自整第 151 号）は、令和 2 年 4 月 1 日限りで廃止する。

本通達については、別添のとおり関係団体あて通知していることを申し添える。

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈

I 特定整備の解釈

自動車の構造及び装置は自動車によって異なることから、以下では、特定整備に該当する主要な作業を例示する。

なお、ここでいう「取り外し」、「取付位置若しくは取付角度の変更」及び「機能の調整」には、作業の過程における、自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為も含まれる。

また、「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を施す作業全般をいう。特に、整備とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業（行為）をいう。

1 分解整備（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第3条に規定するものをいう。）について

(1) 原動機（施行規則第3条第1号関係）

原動機について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 原動機関係

シリンダブロック（ただし、二輪にあつてはクランクケース。また、シリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを含む。）

(2) 動力伝達装置（施行規則第3条第2号関係）

動力伝達装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① クラッチ関係（二輪の小型自動車は除く。）

クラッチのリリースフォーク、リリースベアリング、ダイヤフラムスプリング、クラッチディスク、クラッチカバー、プレッシャープレート及びプレッシャースプリング

② ギヤ関係

マニュアルトランスミッション、オートマチックトランスミッション、トルクコンバータ（CVTを含む。）、トランスファ、トランスアクスル、デファレンシャル、差動制限装置、ファイナルギヤ

③ 推進軸・駆動軸関係

プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、センタベアリング、ドライブシャフト、等速ジョイント

(3) 走行装置（二輪の小型自動車は除く。）（施行規則第3条第3号関係）

走行装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 懸架・回転装置

フロントアクスル、フロントナックルスピンドル、フロントホイールベアリング及びフロントキングピン並びに前輪独立懸架装置のサスペンションアーム、ナックルスピンドル、ホイールベアリング及びキングピン並びにリヤアクスルシャフト

(4) かじ取り装置（施行規則第3条第4号関係）

かじ取り装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ステアリング操作機構関係

かじ取りフォーク

② ステアリングギヤ機構関係

ギヤボックス

③ リンク機構関係

ドラックリンク、ピットマンアーム、タイロッド、タイロッドエンド、リレーロッド、アイドラアーム、ナックルアーム、ベルクランク、セクタアーム、リンクロッド、スレーブレバー

(5) 制動装置（施行規則第3条第5号関係）

制動装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ドラムブレーキ関係

ブレーキドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く。）、ブレーキシュー、ホイールシリンダ、バックプレート、シューアジャスタ、ブレーキスプリング

② ディスクブレーキ関係

ブレーキキャリパ（ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む。）、シリンダ、ピストン、ブレーキディスク

③ ホース、パイプ、バルブ関係

ホース、パイプ、リレーバルブ、チェックバルブ、ダブルチェックバルブ、プロポーショニングバルブ、セーフティバルブ、セーフティシリンダ、メターリングバルブ、レギュレータバルブ、ABS アクチュエータ、ABS モジューレータ、ASR モジューレータ

④ 分配・倍力関係

マスタシリンダ、ブレーキチャンバ、倍力装置

(6) 緩衝装置（施行規則第3条第6号関係）

緩衝装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 緩衝関係

リーフスプリング、エアスプリング

(7) 連結装置（施行規則第3条第7号関係）

連結装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 連結装置関係

キングピン、カプラ、ルネットアイ、ピントルフック

(8) 付随作業が分解整備に該当するもの

① ストラットを取り外して自動車を整備又は改造する際にブレーキホースを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

② パワーステアリング装置を取り外して自動車を整備又は改造する際にギヤボックスを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

2 電子制御装置整備（施行規則第3条に規定するものをいう。）について

(1) 運行補助装置（施行規則第3条第8号関係）

- ① アからエのいずれかの取り外し
- ② アからエのいずれかの取付位置若しくは取付角度の変更
- ③ ア又はイの機能の調整（スキャンツールを用いて電子的な調整又はECUの学習（コーディング）を行うもの。ECUの作動に影響を及ぼすことのない故障コードの読取及び消去を除く。）

ア センサー

前方をセンシングするための単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー、赤外線レーザー、LiDAR等をいう。かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすことのないソナー等を除く。

イ 電子計算機

ECU（Electronic Control Unit）をいう。

ウ 自動車の車体前部

バンパ、グリルをいう。直接センサーと接していなくとも、当該車体前部の脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。

エ 窓ガラス

アのセンサーが外部の状況を検知するための映像又は外部の状況を検知するために発した信号が透過する窓ガラス（直接センサーと接していなくとも、当該ガラスの脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。）

なお、施行規則第3条第8号柱書のかじ取り装置については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に規定する自動命令型操舵機能（協定規則第79号におけるCategoryB1に該当するものに限る。）をいい、制動装置は細目告示に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。

(2) 自動運行装置（施行規則第3条第9号関係）

道路運送車両法第41条第1項に規定する自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造、その他当該自動運行装置に係るセンサー等の機能の調整等であって当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある自動車の整備又は改造

II 特定整備の解釈に関する問合せ窓口

この通達に示した作業は一般的な例であるため、全ての整備作業を網羅したものではない。したがって、この他不明な点については特定整備の定義に関する問合せ窓口において対応する。

（窓口の連絡先）

国土交通省自動車局整備課整備係

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号：03-5253-8111（内線 42412）

FAX番号：03-5253-1639

別添

国自整第 2 7 5 号の 2
令和 2 年 2 月 6 日

一般社団法人日本自動車工業会会長 殿
日本自動車輸入組合理事長 殿
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長 殿
一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則第 3 条「特定整備の定義」の解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本解釈に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

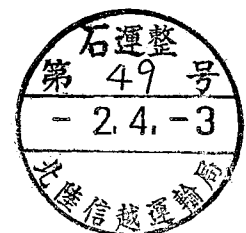
北信技整第200号
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号）の施行に伴う解釈について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第277号）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。





国自整第277号
令和2年2月6日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号）
の施行に伴う解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

ついては、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号）によるほか、下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号。以下、「改正省令」という。）附則第4条に規定する「自動車特定整備事業に相当する事業」とは、改正省令第3条第8号に規定する自動車の整備又は改造のほか、同省令附則第4条第1号から第5号までに掲げる区分に応じた、各号それぞれに掲げる自動車の整備又は改造であって、保安基準の適用の有無にかかわらず、同種の装置を含むものとする。

この場合において、改正省令第3条第8号の取扱いについては、「道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について」（令和2年2月6日付け国自整第275号）を参考にすること。

2. 改正法附則第2条第2項に規定する経過措置の期間に適用される自動車特定整備事業に相当する事業を営んでいる者の当該事業の範囲については、改正省令第4条に規定されているところであるが、当該事業の営行われているか否かについては、構内外

注（「電子制御装置点検整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 6 日付け国自整第 279 号）で定義するものをいう。以下同じ。）した場合と同様に、自らの管理の下、他の事業者の作業員が行う作業も含むが、自らの管理下になく、他の事業者へ委託していた作業（いわゆる外注）については、当該事業に含まれない。

3. 改正法による改正前の道路運送車両法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を経営している者のうち、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和 42 年運輸省令第 27 号。以下「昭和 42 年改正省令」という。）附則の規定により作業場の規模の基準について改正前の同規則の適用を受けている者であって、電子制御装置整備（改正省令第 3 条に規定するものをいう。）を対象とする整備の種類とした認証を受ける際において、電子制御装置点検整備作業場の設置に関し、離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い（「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」平成 14 年 7 月 1 日付け、国自整第 63 号）第 1 節中、「3.」に規定するものをいう。）による場合、かつ、現に認証を受けている事業場の所在地に変更がない場合にあっては、昭和 42 年改正省令附則中「事業場の位置の変更」には該当しないものとして扱って差し支えないこととする。

4. 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の要件は、改正省令第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号により定められたところであるが、改正法による改正前の道路運送車両法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を経営している者のうち、電子制御装置整備（改正省令第 3 条に規定するものをいう。）を対象とする整備の種類とした認証を受けた際に、当該整備主任者の要件を満たさなくなる者について、新たな選任等に係る手続きが必要になるが、次に掲げる要件を満たす場合には、この手続きを令和 3 年 3 月 31 日まで猶予することとして差し支えない。

また、手続きを猶予した施行日において現に改正前の道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 5 号に規定する整備主任者にあっては、施行規則第 3 条第 8 号に規定する運行補助装置又は同条第 9 号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に限り、整備主任者に係る業務のみ行えるものとする。

なお、令和 3 年 3 月 31 日までに必要な手続きを完了しない場合にあっては、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 127 号）別表 1 違反事項欄中、「変更の未届出」に該当することを申し添える。

- ① 少なくとも 1 人は、改正省令第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号の要件を満たす者を選任すること
- ② 選任等に係る手続きは令和 3 年 3 月 31 日までに行うこと
- ③ ②に係る手続きを猶予する予定の者は、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習の受講計画を管理し、その計画を提出すること

5. 改正省令附則第5条において、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和44年法律第68号）附則第2条第4項及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）附則第2項の規定により旧施行規則第62条の2の2第1項第5号に規定する整備主任者とみなされている者であって、施行日以後引き続き当該事業場の従業員である者のうち、施行規則第62条の2の2第7号による運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者にあつては、同規則第57条第7号中、講習を修了した者とみなして差し支えない。

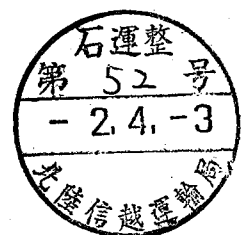
北信技整第205号
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第280号）のとおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。





国自整第280号
令和2年2月6日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。 省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。 記 1. 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定自動車整備事業規則（以下「<u>指定規則</u>」という。）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要（<u>道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第3条に規定する電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合を含む。</u>）及び交換した部品を記載すること。 この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。 <u>なお、電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合にあっては、別紙の記載例を参考に当該事業者名等を余白部に記載すること。</u> 2. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄（<u>指定規則第4号様式</u>にあっては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。）については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、<u>指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項（施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。）</u>と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。	道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。 省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。 記 1. 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定自動車整備事業規則（以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要及び交換した部品を記載すること。 この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。 2. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄（規則第4号様式にあっては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。）については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項（<u>道路運送車両法施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。）</u>と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。

新	旧
3. ～4. (略) 5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。 (1) (略) (2) 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、<u>指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。</u>なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。 (3) (略) (4) 「目視等による検査」の欄については、<u>指定規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。</u> 2. ～6. (略) 附則（平成20年10月10日 国自整第85号） 本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、自動車の所有者から一時抹消登録証明書の提示があった場合は、なお従前の例による。 <u>附則（令和2年2月6日 国自整第280号）</u> <u>1 本改正規定は、令和3年10月1日から施行する。</u> <u>2 本改正規定による改正後の第1項の規定中「他の自動車特定整備事業者」とあるのは、令和6年3月31日までは、「他の自動車特定整備事業者又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第2条第2項の規定の適用を受けている者」とする。</u>	3. ～4. (略) 5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。 (1) (略) (2) 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。 (3) (略) (4) 「目視等による検査」の欄については、規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。 2. ～6. (略) 附則（平成20年10月10日 国自整第85号） 本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、自動車の所有者から一時抹消登録証明書の提示があった場合は、なお従前の例による。

新	旧
別紙 黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略) 前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略) <u>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例</u> ・外注先整備工場名(所在地): ○○自動車整備工場(東京都千代田区霞が関2-1-3) ・外注した整備内容: フロントバンパ交換及びエーミング作業 ・外注作業完了日: 令和○年○月○日 ・外注部分でさえ確認: 済(※できれば確認のチェックは「レ」点でも可)	別紙 黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略) 前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略) (追加)

別添

国自整第280号の2
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本要領に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。